

# 環境・地域・未来への責任～私たちの森づくり方針

作成 2005年6月  
修正 2010年8月

## NPO法人緑のダム北相模

神奈川県津久井郡相模湖町にある「若柳・嵐山の森」をフィールドとする私たちは、「森をつくる／FSC活動」と「森をいかす／FCC活動」を2つの大きな柱としています。



図1 若柳・嵐山の森の位置



図2 相模ダム方面より見た嵐山

### 1. 「森をつくる／FSC活動」とは

FSC (Forest Stewardship Council) とは、世界規模の違法伐採問題への対策として誕生した国際的な森林の認証制度です。認証は第三者機関によって行われ10の原則と56の規準に沿って審査されます。違法伐採の問題に取り組むイギリスでは、FSCを「木材の合法性を認証すると同時に、その森林の持続可能な経営も証明する」と最高位の評価をしています。私たちは、環境・地域・未来へ責任ある森づくりを進めるために、若柳・嵐山の森でFSC認証を受けています。

一般市民による私有林の認証取得は例がなく、大きな社会的意義があると考えています。

表1 FSC森林管理認証の10原則

原則1	法律とFSCの原則の遵守
原則2	保有権、使用权および責務
原則3	先住民の権利
原則4	地域社会との関係と労働者の権利
原則5	森林のもたらす便益
原則6	環境への影響
原則7	管理計画
原則8	モニタリングと評価
原則9	保護価値の高い森林の保存
原則10	植林

### 2. 「森をいかす／FCC活動」とは

FSCに倣って、「森をいかす」活動をFCC (Forest Connected with Consumer) という造語を用いて、「新しい森林事業の別出」に取り組んでいます。我が国では「林業は金にならない」との考えが定着しつつあるように思えますが、「エコ（エコロジー＝環境）とエコ（エコノミー＝経済）は矛盾しない」との信念のもと、森林という宝の山をいかした様々な事業を試みています。「エコとエコが成り立つ」ことの実現を目指しています。

持続可能な森林経営は、FSCが重要視する要求事項でもあります。森林経営の安定が、環境や地域へ配慮した長期的視野に立った森づくりを可能とするものと考えています。

### 3. 若柳・嵐山の森の概要

- (1) 若柳・嵐山の森は、神奈川県津久井郡相模湖町若柳にある私有林です。私たちは、所有者の鈴木重彦さん、鈴木史比古さん、鈴木克枝さんの3名と利用契約を結んで、森林ボランティア活動を行なっています。対象地の面積は、登記簿では41.8ha、森林簿では41.1haとなります。
- (2) 私たちは、神奈川県が作成した森林簿をもとに、現地踏査や、所有者や隣接土地所有者への聞き取りなどを重ね、より実態に近い森林簿を新たに作成しました。その結果、若柳・嵐山の森の主要樹種と内訳は、スギ:17.0ha、材積7,486m<sup>3</sup>、成長量105m<sup>3</sup>/年、ヒノキ:4.5ha、材積1,265m<sup>3</sup>、成長量31m<sup>3</sup>/年、その他広葉樹等:18.9ha、材積2,337m<sup>3</sup>、成長量38m<sup>3</sup>/年となりました。
- (3) 若柳・嵐山の森は、上位計画である「神奈川地域森林計画」では「資源活用型 水土保全林」に区分けされています。

また県独自の施策である「かながわ森林づくり計画」では「水源の森林づくり事業」の対象地ともなっています。私たちは、これらの計画施策をふまえながら、よりきめ細かい「森づくり計画書(案)」を提案しています。

- (4) 若柳・嵐山の森の約64%、26.8haは保安林に指定されています。保安林には、その指定目的のほか、主伐方法や伐採の限度面積などの規制があります。また、約89%、36.5haは県立陣馬相模湖自然公園に指定されており、このうち第2種特別地域21.7ha、第3種特別地域13.4ha、普通地域1.4haとなっています。私たちはこれらの場所を特定するとともに、生態系調査で明らかとなった貴重種等の生育・生息地、文化財等の位置を「環境情報図」としてまとめ、作業時に留意できるようにしています。

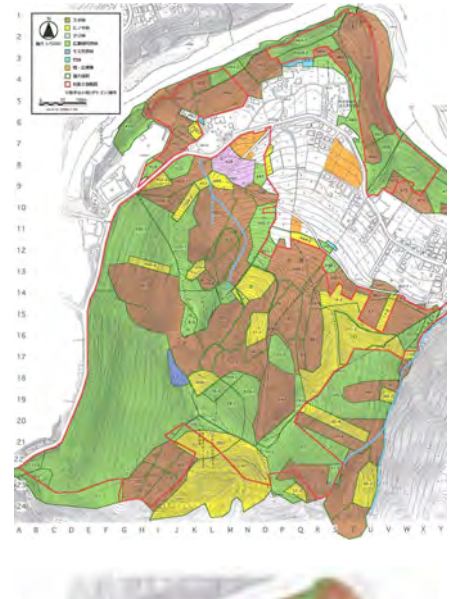


図3 若柳・嵐山の森 ポリゴン図

### 4. 長期的な森づくり方針と短期的な活動計画

- (1) 私たちは、50年後(将来)の若柳・嵐山の森の姿を10タイプの林型に分けてイメージしています(図4)。針葉樹(スギ・ヒノキ)単層林7.5ha(18.2%)、スギ巨木林7.9ha(19.2%)、モミ巨木林0.2ha(0.5%)、広葉樹巨木林(管理保全林に含む)、針葉樹複層林3.4ha(8.2%)、スギ・広葉樹混交林1.1ha(2.7%)、ヒノキ・カシ混交林0.8ha(1.9%)、利用広葉樹林1.6ha(3.9%)、管理保全林3.3ha(8.0%)、禁伐保全林14.8ha(36.0%)です。これらは大まかなイメージであり、概ね5年ごとに見直していきます。

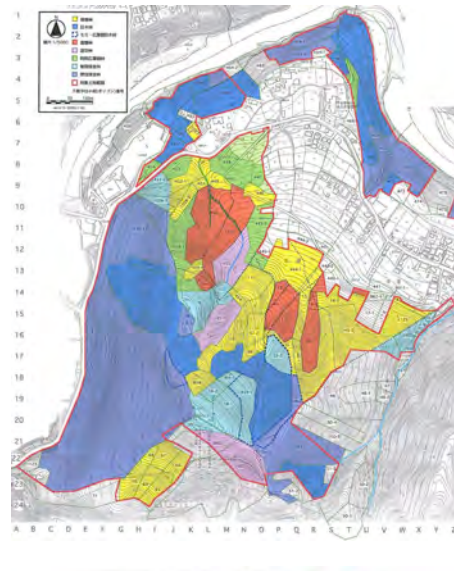


図4 50年後にイメージする若柳・嵐山の森の姿

(2) 私たちは、「森をつくる／FSC 活動」として、「森林整備」「生態系調査」を行なっています。「森林整備」は、私たちの最も重要で基礎的な活動です（図5～7）。放置され、壊滅状態の日本の森に危機感を覚えた有志のメンバーが、森林再生活動を始めたのが1998年。「森林破壊という負の遺産を子孫に残してはならない」という活動理念は、今日まで一貫しています。

神奈川県「水源の森林づくり事業」の「協力協約事業」を適用した間伐・枝打ち・下刈り、崩落地へのトチノキ植樹、伐採跡地の管理などを行なっています。



図5 森林整備作業～当初は下刈りが中心であった作業も、枝打ち、間伐と着実にレベルアップしている。



図6 協力協約作業～神奈川県の協力協約制度による森林整備にも取り組む。写真は完了検査の様子。



図7 間伐材の搬出～これまで手が回らなかった間伐材の搬出、利用にも取り組み始めている。

(3) 森林は人間だけのものではありません。環境のために良かれと思ってやった森林整備であっても、ある種の生物に思わぬ悪影響を与えてしまう心配もあります。そのため、活動フィールドにどのような生物がいるのか、その種類や数量を把握しておくことは重要です。

私たちは、3年計画で「生態系調査」にも取り組みました。（図8～9）1年目に得られた種リストをもとに、フィールドの環境を特徴づける指標種を選び、その生息状況を調べることで、生物の視点からみたフィールドの評価を行ないました。そして、森づくり作業との折り合いを図ることで、環境保全への配慮を進めています。



図8 ライトトラップによる夜の昆虫調査～まずはフィールドにどのような生物がいるのかを調べる。



図9 ムササビの巣箱を設置～本種が棲み続けられる森林整備が、環境配慮の目安の一つ。

(4) 「森をいかす／FCG 活動」としては、大きく「木材活用事業」と「付加価値活用事業」とにわけられます。

「木材活用事業」としては、間伐材を利用した商品の開発を進めています。ほとんどが廃棄処分されている間伐材から、ベンチ（図10）、古道の道標（図11）、巣箱をつくるなど、有効活用に取り組んでいます。



図10 間伐材を活用した製品



図11 甲州古道沿い立てる道標

(5) 森林の恵みは、木材ばかりではありません。むしろ、それ以外の価値にもっと目を向けるべきだと考えています。私たちは、我が国の伝統的な里山の営みであった「養蜂」（図12）、「木質バイオマス」など木材以外の林産物の利用も進めています。



図12 ニホンミツバチの養蜂にも取り組む～古くからの里山の暮らしには、学ぶべきことが多い



また、「甲州古道の復興」(図13)、「緑のダム体験学校」(図14)、「お花畑」(図15)といった、狭義の「森づくり」ととどまらない自由で多様な活動も大きな特色です。

これらは、都会の人々に、気軽に自然と触れ合える場、森林の荒廃を知ってもらえる場を提供しています。「緑のダム体験学校」では、参加者には自然観察をはじめ、生態系調査や間伐体験などにも参加できるメニューが用意されています。

「お花畑」では、ガーデニング講習会も行ない、地域の人々との貴重な交流の場になっています。



図13 甲州古道復興～都会の人に森林の現状を知ってもらい貴重な機会。小仏峠から笹子峠まで踏破。



図14 顕微鏡で土壌動物をみる体験学校～専門的な内容から初歩的な自然観察や体験間伐なども実施。



図15「お花畑」で行われたガーデニング講習会～専門家の講習には地元からの参加が多数あった。

- (6) 今後、当面予定される作業としては、保育間伐、利用間伐、広葉樹の管理、里山モデル林、巻枯らし実験、水源林整備、間伐材搬出モデルシステムなどが検討されています。利用間伐に適した林分としては、スギ3.24ha、材積1.398 m<sup>3</sup>、成長量21 m<sup>3</sup>/年と見積もっています。嵐山の森では、長伐期林を指向した択伐を原則とし、伐採後は複層林または混交林を目指します。「緑のダム体験学校」「お花畑」などの、森の多様な価値を見出す活動にも、引き続き取り組みます。

これらの短期的な活動計画は、適宜、効果や影響を見直しながら進めていきます。

## 5. 生態系の保全

- (1) 私たちは2002年4月より「生態系調査」に取り組んできました。基礎調査(インベントリ調査)により、これまでに約900種の動植物が報告され、そのなかから貴重種等を抽出しました。貴重種等は、いわゆるレッドリストに掲載されているような種のほか、上位性、典型性、特殊性という視点を組み入れて評価しています。

貴重種等が生息する溪畔林など特殊な環境は、長期的な森づくり方針のなかでも保全すべき地域として設定しています。また、ムササビなどの指標性の高い生物を積極的に誘致し、その生息状況によって作業の環境への影響をモニタリングしています(図16)。さらに、巨木など文化財的価値の高い樹種の特定と保護も図っています。



図16 森林の測定～生態系だけでなく森林に関する情報も収集し、森林整備や環境保全にいかす。

- (2) 貴重種等では、手入れの行き届いたスギ林、ヒノキ林、あるいは雑木林を代表する種(典型性)が多く確認されているのも特徴です。とくにスギ林、ヒノキ林では、それぞれ128種、129種と、広葉樹林をこえる多様な植物種が確認されており、この種数は、神奈川県内で過去に実施されてきた同様の調査と比較しても非常に多いものです。このことから若柳・嵐山の森では、生態系の保護区と作業地とを空間的に区分し保全を図るだけでは不十分であり、スギ林、ヒノキ林、雑木林に典型的な生物種と共生するための作業方法を確立する必要があることを示唆しています。どのような作業方法が林床植生など生物多様性を確保できるのかについては今後の課題ですが、ポリゴンごとの作業に生態系保全という視点を内部化することが重要であると認識しています。

- (3) 今後の森づくり作業における生態系への影響をモニタリングしていくために、若柳・嵐山の森の植生を代表する、スギ林、ヒノキ林、アラカシ林(照葉樹林)、コナラ林(落葉広葉樹林)に、それぞれ1,000m<sup>2</sup>程度の調査定点を設定しています。これらの地点では、植生調査、毎木調査、動物相調査などを実施しており、今後も継続的にモニタリングしていきます。

調査作業には関心のある人が広く参加できるように、簡易な手法の開発も進めています。その一部は、私たちの「緑のダム学校」のプログラムや、NPO法人森づくりフォーラム(東京都文京区)が作成している「市民参加の森づくり活動における森林施業ガイドライン」に活用されています。今後は、専門家等による詳細な調査を3~5年に1度の頻度で実施し、その間は、環境教育的な効果も見込んだ簡易なモニタリング調査を検討しています。

## 6. 地域社会への貢献

- (1) 最近、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味の「地産地消」というとりくみが注目されています。私たちは、この「地産地消」のとりくみを、屋食の材料だけでなく、道具や雑貨などでも推進しています。例えば、同じ一本のボールペンでも都内で買うのではなく相模湖町のお店で購入すれば、売上の一部が町の税収となって地域へ還元されることとなります。ささやかな取り組みではありますが、活動参加者の多くが町外から集まる私たちにとって、活動の場を提供してくれている地域社会へ経済的に貢献することは、とても意味のあることだと考えます。参加者個々人のレベルでも、例えば、お昼の主食(ごはんやパン)を購入する際に、相模湖町内で購入することを勧めています。



図17 これを楽しみに来る参加も多い炊事班の昼食～材料はできるだけ地域から購入している

- (2) 私たちの活動は、「緑のダム」である嵐山の森を適切に管理することを大きな目的としています。地元の人と一緒に力を合わせ、魅力ある地域社会を形成していくことも大切だと考えています。



図18 活動終了後に地域のお店で語らうことは、地元との交流にも役立っている。

- (3) 美しい自然を楽しみに訪れる私たちが、自然を汚して帰ることは恥ずかしいことです。私たちは、「ゴミは原則持ち帰り」を徹底しています。相模湖町内のゴミ箱を利用した場合、そのゴミは町のお金を使って処分されることとなります。それは地域社会への貢献を目指す私たちの目標とも相反する行為です。

- (4) 若柳・嵐山の森に点在しているモミ、ツガ、スギ、サワラなどの樹齢100年をこえる巨木は、フクロウやムササビの営巣地となるなど生態学的に重要であるだけでなく、隣接土地との境木(さかいぎ:境界木)であったり、今は無き廃寺の名残であったりといった文化財的な価値も有しています。こうした埋もれた地域の歴史を掘り起こし、自然物とともに保全、継承を図ることも、森林ボランティアに期待される大切な「森づくり作業」と考えています。



図19 新年の作業は山の神様への挨拶から始まる～地域の風習に敬意を払い、伝承することも私たちの重要な仕事である。

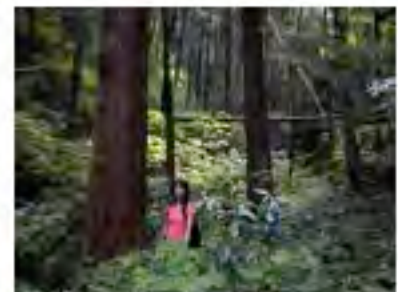


図20 樹齢130年のスギ巨木は、土地の境界を示す「さかい木」。こうした情報は地域でも忘れられつつある。

## 7. 作業の安全

(1) 作業時の事故は、当事者だけでなく、山主さんや地域へも迷惑をかけることになります。私たちの活動は参加費を払えば、誰でも自由に参加することができます。参加者の年齢、性別、職業、動機、経験などはまちまちであり、当然、技術レベルも一定していません。基本的な作業は、動力機械は用いず手作業で行なっています。

危険な高所作業の低減と作業効率化のために高枝鋸の購入や、引き綱作業の軽減のためのチルホルの購入、など、作業工具の導入も行っています。

また、春には蜂トラップにより、女王蜂を駆除して、蜂害の防止を行っています。安全確保は重要な課題と認識しています。

(2) 私たちは、作業時の安全確保や救急体制について、意識的に強化を図っています。ボランティア保険の加入だけでなく、救急用品などの整備、安全講習会の実施などに取り組んでいます。

森林整備作業の技術向上のために、若柳・嵐山の森においてプロの林業者による作業指導講習会を開催しています。

(3) 作業時の人の安全確保と同時に、土地に対して有害な物質を使用しない、地域へゴミなどを持ち込まないといった、いわば土地や地域社会の安全にも配慮しています。私たちは、これらの内容を「山の安全マニュアル」としてとりまとめ、参加者等の意識の高揚を図っています。

## 8. 情報公開

ここで示した内容の詳細や、裏づけの資料は、別に準備しています。私たちは、公益性の高い会の運営や活動を保証するため、ホームページ <http://midorinodam.jp> を開設し、広く情報を公開しています。ホームページでは、「会の定款」「森づくり計画書」「利害関係者リスト」「安全マニュアル(付:使用する化学物質リスト)」「会報バックナンバー」「会のリーフレット」「活動報告」などが掲載され、適宜、新しい情報に更新されています。個人情報や貴重な生物種の情報については、公開していませんが、個別にお問い合わせいただければその都度判断して対応いたします。

私たちへの活動へのご意見、お問い合わせは、電子メール [info@midorinodam.jp](mailto:info@midorinodam.jp) で受け付けています。

(2010年7月31日)